

(第一類 第四号)

第五回国会 院 選挙法改正に関する特別委員会議録第十二号

(七七九)

昭和二十四年十月十七日(月曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

- 委員長 生田 和平君
- 理事 栗山長次郎君 理事 野村草太郎君
- 理事 山本 猛夫君 理事 立花 敏男君
- 理事 藤澤 寛君 理事 小平 忠君
- 北澤 直吉君 田中 重彌君
- 中川 俊忠君 橋本登美三郎君
- 藤枝 泉介君 浅沼稻次郎君
- 鈴木 義男君 並木 芳雄君
- 佐竹 晴記君

委員外の出席者

- 全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 恵一君
- 法制局長 入江 俊郎君
- 法制局参事 三浦 義男君
- 法制局参事 川口 頼好君

九月二十日

委員福田繁芳君辞任につき、その補欠として並木芳雄君が議長の指名で委員に選任された。

十月四日

委員小川半次君、上村進君及び川上其一君辞任につき、その補欠として志賀徳次郎君、立花敏男君及び谷口善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

理事福田繁芳君及び川上其一の補欠として小野孝君及び立花敏男君が理事に当選した。

九月二十日

選挙法改正調査小委員福田繁芳君委員辞任につき、十月十七日その補欠として小野孝君が委員長の指名で

小委員に選任された。

十月四日

選挙法改正調査小委員川上其一君委員辞任につき、同月十七日その補欠として立花敏男君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

選挙法改正に関する件

○生田委員長 これより選挙法改正に関する特別委員会を開きます。

ちよつとごあいさつ申し上げます。去る七日内閣委員であり、本特別委員であらせられた藤澤寛夫君が長逝せられたのであります。まことに痛恨哀惜の念にたえません。本特別委員会といたしましては、つつしんでここに哀悼の意を表したいと思います。

○生田委員長 議事に入ります前にお諮りいたしますと存じます。理事でありかつ選挙法改正調査小委員であられた福田繁芳君及び川上其一君が、去る九月二十日及び十月四日にそれぞれ委員を辞任いたしましたのであります。理事及び小委員の補欠選任を行いたいと思ひますが、それには投票の手續を省略いたしまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○生田委員長 御異議ないと認めます。よつて小野孝君並びに立花敏男君を理事及び小委員に指名いたします。

○生田委員長 本委員会は去る七月二十日より二十三日まで四日間におわたり、選挙法改正に関する研究事項を原案として御審議を経、委員諸君の御意見を基調とし、これを小委員会に付託し、調査すべしとの御決議に基き、法制局の協力を得まして、爾來三箇月にわたる日子を費し、ようやく、十七章二百七十三條よりなる衆参両院並びに地方公共団体の議会の議員及び長の各選挙を一本にとりまとめ、かりにこれを選挙基本法と名称をいたしました。

去る九月十九日及び二十日間で全章につき慎重審議の結果、両院選挙区制の問題外事件を留保し、かつ一軌修正を加へ、一應全部の審議を終了したのであります。今小委員会における審議の経過並びに結果をごく簡単に申し上げます。

まず第一は、現行の衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員に関する選挙法規を單一法に統一いたしましたこと。

参議院全国選出議員の選挙事務は、全国選挙管理委員会において管理することとし、現行の全国選出議員選挙管理委員会を廃止する。

第二は、選挙権及び被選挙権の範囲を拡張したこと。すなわち地方議員及び長の選挙権については、従來の六箇月の居住要件を三箇月に短縮し、準禁治産者及び選挙犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者にも選挙権を與へる。

次に選挙人名簿のごとくございませぬ。各選挙を通じて一の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を作成することにした。次に名簿登録の居住要件六箇月を三箇月に短縮いたしました。なお船員の名簿登録の特例を設けたこと。

衆議院議員の任期満了による選挙については、任期の終る前に行い得ることとした。次に、代理投票の範囲を擴張いたしました。文盲者もなし得ることとした。参議院地方選出議員、地方議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の立候補者の届出締切り日を、衆議院議員と同様選挙期日前十日までといたしました。特定公務員の在職中の立候補の制限規定を設けたこと、供託金の額を一般的に引上げることにし、衆議院議員はもとを通りでございます。その没収率を参議院議員、地方議員及び長についても引上げたこと。なお新たに教育委員会の委員についても供託制度を設けたこと、教育委員会の委員については法定得票数制限を設け、繰上げ補充の道を開いたこと、当選人及び欠員繰上げ補充の期間を三箇月に延長して、再選挙または補充選挙施行の経費を節約し、地方公共団体の長及び教育委員に於いては、特別の措置を講じたこと。当選辞退期間、従來は当選の告知を受けた日から十日間となつておりましたが、これを廃止して、当選の効力の発生を当選の告示の日からとしたのであります。

次に、参議院地方選出議員の補欠選挙は、一選挙区において欠員が二名以上なければ行わないこと。

次に教育委員会の委員の当選辞退または欠員が生じた場合の補充委員選任方法を廃止して次点者から繰上げることとし、その委員の任期は次の定例選挙日までとし、その場合の任期終了による委員の欠員の補充委員は定例選挙と合併して行ふこと。

次に地方選挙と教育委員会の委員の選挙との同時選挙を行い得ること。選挙運動については、公営の強化と言論の自由の伸張をはかつたこと、並びに全管を行う選挙の範囲は、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙としたこと。選挙事務所は衆議院、参議院、都道府県、市町村の議会の議員、教育委員会の委員は一箇所とすること。

次に、選挙運動の期間を原則として届出の日から選挙期日の前日までとしたこと。次に、教育者の地位利用の選挙運動の制限事項を明確にいたしましたこと。次に戸別訪問は原則として禁止することとしたが、候補者みづからするあいさつ行為については、これを認めることとした。自動車の制限は、従來の通り一台としたが、拡声機二そろい、船舶一隻とい

第一類第四号 選挙法改正に関する特別委員会議録 第十二号 昭和二十四年十月十七日

たしました。但し全国選出参議院議員については特別の扱いをなすこと。無料はがきの枚数は、衆議院議員、参議院地方選出議員、知事については三万枚、参議院全国選出議員については五万枚、都道府県の教育委員会の委員については五千枚としたこと。ポスターは衆議院議員、参議院地方選出議員、知事、都道府県の教育委員会の委員は三千枚、参議院全国選出議員は二万枚としたこと。新聞廣告は、衆議院議員、参議院議員、知事については一回を限り無料としたこと。政見放送、経歴放送については、衆議院議員と同様参議院議員、知事、教育委員会の委員についてもこれを認めたこと。

立会演説会は、従来の衆議院議員の場合と同様、参議院地方選出議員、知事、都道府県の教育委員会の委員についても認めたこと。但し参議院全国選出議員についてはこれを法定しないこととしたこと。なお立会演説会につき従来の班組織による方法を改め、都道府県の選挙管理委員会が計画を定め、それに候補者が申し込む方法によることとし、候補者の自由の意見を反映させることにいたしました。立会演説会の代理回数を五分の一から四分の一にふやしたこと。指示箇所二十箇所を三十箇所としたこと。立会演説会場における演説妨害者に対する取締り規定を設けたこと。個人演説会の回数の制限三十回を撤廃して、なるべく候補者の自由の意思を反映させることにいたしました。街頭演説会の制限を撤廃いたしました。演説会の開催制限を緩和し、言論の自由を尊重することいたしました。特殊建物または施設における演説について制限を設けたこと。氏

名表の印付は廃止したと、衆議院議員選挙以外にも、交通機関利用のためのパスの交付を認めました。選挙運動のための通呼符の禁止を原則として撤廃したと。

政治資金規正法に規定した公職の候補者に関する選挙運動の収入、支出等の規定を基本法要綱中に取入れたこと。

争訟罰則については、現行衆議院規則、参議院規則、地方自治法の規定を総合的に取入れることとしたこと。罰則の限度等は現行通りとしたこと。公訴附帯の私訴の制度は、新刑訴により廃止されたので、これらの建前によることとしたこと、すなわち単独の訴訟として取扱うこととしたこと。

次には選挙管理費用に関して、国と地方公共団体との負担区分の限度について法定いたしました。

なおこの際申し上げたいことは去る九月二十四日、司令部にウイリアムス国会議長を訪問いたしました際に、特別に教育委員の選挙法を本基本法に挿入すべしとの示唆があつたのであります。越えて十月四日小委員会を開きまして、文部当局並びに教育委員等の参集を求めて意見を徴した結果を報告いたしました。ウイリアムス氏の示唆には何らこれに反対する理由がないという意見にまことまじりまして、全会一致をもつて小委員会には、教育委員の選挙をも挿入するということに決定いたしましたのであります。以上の次第でありまして、本委員会は教育委員の選挙法を入れるに決定いたしました。その趣旨に基きまして、お手元に差上げてあります通り青字で書いてあるのがそ

れであります。本日午前中に小委員会を開催して御承認を求め、御審議を経たわけであります。小委員会におきましては、四、五の修正せられざる点があります。その修正せられたる箇所は、まだお手元に差上げてあります。要綱には入つておられぬと思ひますから、一應そのことを申し上げたいと思ひます。

修正せられました箇所は第九十二の七、八でございます。都道府県の教育委員会の委員の選挙の供託金を「二万円」とありますのを「二万円」とし、市の教育委員会の委員の供託金を「一万円」とあるのを「五千元」に修正いたしました。なお九十四の一の負担金の「二万円」とあるのを「二万円」に修正せられました。今のは教育委員だけでございまして、教育委員の負担金二万円を一万円としたのであります。それから百三十一の教育委員の選挙事務所を「箇所」に改めました。それから交通機関のバスは、教育委員は十枚に改めました。その他は原案通りであります。

なお少し前後いたしましたけれども、お断り申し上げますが、お手元に差上げてあります要綱中、朱書になつております部分は、小委員会では御修正になつた分と字句の修正であります。青インキで書いてあります部分は、ほとんど教育委員の選挙法に関係のものばかりであります。

以上をもつて小委員会の御審議その他についての御報告を終ります。

○票山委員 ただいまの御報告中、小委員会の最後の決定と違つた箇所が箇所あります。それは立会演説会における代理演説許可回数、総回数、半数というところに、最後の小委員会では申

合せができております。

○生田委員 ちよつとごらんを願いたいのは、百五十四の第二項の最後の方の立会演説会ですが、これは旧法によりまして五分の一は代理人を認めておつたのであります。今回それを四分の一に御決議になつたと委員長は解しておりましたが、ただいま柴山君から、それは二分の一になつてゐるのだという御意見がありました。皆さんの御同意があれば二分の一に決定いたしましたのであります。二つの「それは小委員会でもやることだ」と呼び、その他発言する者あり。

○生田委員 私の記録では実は四分の一となつてゐるのですが、あるいは誤つておられるかもしれませんが、私の記録では四分の一になつております。法制局もそうです。——なお小委員会にお諮りすることにしたいたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

○生田委員 御異議なければさう決定いたします。

が選挙人の自由に表示せる意思によつて、公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

(この法律の適用範囲)

第二 この法律は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員(地方公共団体の議会において選挙する委員を除く。以下同じ。)の選挙について、適用する。

(議員及び委員の定数)

第三 衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。

2 参議院議員の定数は二百五十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十人を地方選出議員とする。

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の定めるところによる。

4 教育委員会の委員の定数は教育委員会法(昭和二十三年法律第七十五号)の定めるところによる。

(公職の候補者の意義)

第四 この法律において公職の候補者とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において候補者として届出をし又は推薦届出されたものをいう。

(選挙事務の管理)

第五 この法律において選挙に関する事務は、参議院(全国選出)議員の選挙については全国選挙管理委員会が管理し、衆議院議員、参議院地方選出(議員、都道府県の議

会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。

(選挙事務の周知及び棄権防止)

第六 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し特に必要と認める事項を選挙人に周知せしめるとともに、棄権防止につき適切な措置を講じなければならない。

2 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を與えらるよう措置されなければならない。

(選挙取締の公正確保)

第七 検察官、都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員は、選挙の取締に関する規定を厳格に執行し、選挙の公正を確保しなければならない。

(特定地域に関する特例)

第八 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定をすることができ、

○三浦参事

ただいま第一章で読みました点は、選挙基本法要綱の全体に關しましては、この法律の目的をあげまして、御承知の通り衆議院議員、参議院議員と地方公共団体の議会の議員と長、及び教育委員会の委員の選挙制度

を確立して、選挙の公正を同時に確保して、民主政治の健全な発達を期することを目的とするという事になつておるわけでありませう。

第二は適用範囲でありまして、ただいま申し上げました地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員にまで適用になる、こういうことになつておるわけでございます。

第三は議員の定数でありまして、衆議院議員の定数につきましては、別表によつて自然に定数が現在四百六十六人、こういうことになつておるわけでありませうし、参議院議員につきましては、参議院の選挙法の中に定数を書いてあるわけでありませう。また地方公共団体の議会の議員の定数は地方自治法、教育委員会の委員の定数は教育委員会法に書いてあるものでありまして、これらを総合いたしましたして、衆議院議員の定数につきましても第二の一項においてこれを記述するとともに、他のものにつきましても、その定数の根拠とその関連を明らかにいたしましたわけでありませう。

等四はこの法律の適用関係におきまして「公職の候補者」というような用語をいろいろ使つておりますので、公職の候補者の定義を明らかにいたしましたわけでありませう。

第五におきましては、大体従来通り選挙に関する事務は選挙管理委員会が行うこととなるわけでありませうが、ただ一つ異なつておられますのは、全国選出参議院議員の選挙管理委員会というものが、別個にあるわけでありませうが、それを廃止いたしましたして、この基本法要綱におきましては、全国選挙管

理委員会が参議院の全国選出議員の選挙に関する事務を行つ、こういうことになつております。

第六の第一項及び第七にありますが、これは、現在衆議院議員の選挙法にありますが、そのまゝ引継いでございませう。

第六の第二項にございませう点は、新しく置かれましたものでありまして、棄権防止のための措置と関連をいたしまして、選挙当日の選挙権の行使に關する特別措置の規定を置いたわけでありませうが、訓示的な意味を持つておるわけでありませう。これらの点に關しましては、別添労働基準法にも、これと多少違つておりますが、ございませう。特に選挙の重要性に鑑みまして、こういう規定を置いた次第でありませう。

第八につきましても、衆議院議員の選挙法、参議院議員の選挙法等にもこういう規定がありまして、特別の場合の特例の措置をございませう。

○権本(警)委員 第三の定数の問題ですが、これは区制の問題がからんでおりますから、ここでは保留する以外に方法がないではないでしょうか。

○三浦参事 ただいま御質問のあつた第二の点ですが、ことに第二項参議院議員の定数の問題は、全国区とも関連いたしておりまして、小委員会におきまして一應保留になつておつた点でありませう。

○権本(警)委員 なおちよつとお聞きしたいのですが、第七に「選挙の取締に關する規定を厳格に執行し」とありますが、これは法律用語としてあるのですか。法律執行に厳格というのはおかしいと思ひますが、厳格という言葉

がはたしてあるのでしょうか。

○三浦参事 これは先ほど申しましたように、昨年の衆議院議員選挙法の改正の際に入りました規定とまつた同様であります。規定を執行するとかういふことでも、もちろんよろしいかと思われませうけれども、特にその点を強調いたしまして、検察官その他こういう関係の人たちの取締りの公正の確保を期せしめよう、こういうことを強調する意味で特に「厳格」と書いておるわけでありませう。

○権本(警)委員 選挙の公正を確保しなければならぬ、というのであるから、その上に厳格にということもなれないと思ひます。こまかい点ですが御考慮願ひたい。

○三浦参事 その点はごもつとも思ひますが、往々にして選挙の関係につきまして、取締り当局の方で手かげんをするというふうなことも、過去におきましてはいろいろ問題になつた点でありますので、厳格に執行するということを特に規定する方がよろしう、こういうふうな意味からその表現が用いられたのでありまして、現在の衆議院議員の選挙法にありますが規定とまつたく同様であります。

○栗山委員 今付議されておりますのは法案の名称と第一章であります。法の名称につきましては小委員会において、一應ございませうというふうな結論であつたと思ひます。従つてむしろよく法の名称が練られることを含みとして残しておつたわけでありませうが、全部を検討したあとで感じられることは、この中に盛り込んでおきます要件の中に、あるいはピラを何枚にする

とか、はがきを何枚にするとか、事務所を何箇所にするとか、現在の経済事情に制約されて、やむを得ずある程度かげんをしたというふうなこともたくさん入っている点を考慮いたしますと、選挙基本法案の基本という文字が、あくまでもいるかいらないかというふうな点が、小委員会の委員の一人としても、そのときにさような含みがあつた点にかんがみて、この委員会では、今とは申しませんが、適当な機会に御検討いただくことが望ましいように思つております。

○佐竹(晴)委員 この基本法という文字を用いますと、この以外にまた巨細ないろいろ規定を設けた筆法があることを予想される氣持がいたします。しかししたいままで練られておりまする案によりますれば、実に微に入り細にわたつて、各種の選挙の全部について規定をいたしております。この基本法のほかには別の法律があるかのごとき想像を許さないまでに規定されております。だからこれはもう基本法などという文字は用いないで、あるいは公職に関する選挙法とかいつたような文字で表現をすることが適当ではないかと私は考へます。

それからいま一つ、先ほど御意見が出ておりました「厳格に執行し」というこの文字は、むしろこれは「公正に執行し」とやつて、それで次に、公正に執行すると同時に検察官や公安委員会の委員などが不当に干渉するようないことを排除する、その反面のことをも、うたつておく必要があるのではないかと、厳格に執行するといつて、その面からだけ規定をいたしてあります。他面検察官やその他かみだりに干

渉することをいかにも後遺しているかのごとき感じを興えることは、民主主義の選挙法として適当ではない、こういう感じがいたします。従つて私はこの文字は適当に練るべきではないかと考へます。

○生田委員 ただいま御意見のありました基本法の名前でありましたが、これは基本法とよみました際には、教育委員の選挙法も入つていなかつたので、必ずしも全部を包含したものでないという建前をとつておつたのであります。今日では教育委員の選挙も入りましたから、基本法の本質がややかわつて来た、こういうふうな感じを受けております。小委員会では、なおこれを研究題目として含みある御意見で残しておるわけでありませう。これは委員長の手元においてなお研究いたしました。もし適当な名前が見出しましたらならば修正をいたしましたかと思ひますが、いかがでありますか。

○生田委員 長 たいだいま佐竹委員から、第七の、厳格に執行する、この厳格という文字について御意見がございましたが、事柄を厳格にするのだから、厳格ということも公正ということも含まれておると思つております。しかし修正の御意見が多数であれば、修正をしてもよろしいのでございますが、いかがでしょうか。

○小平(忠)委員 今の基本法の名称の問題ですが、ただいまの委員長の説によりますと、委員長の手元で適当な名称があれば検討を加へるといふ話であります。けれども、この場合、すでに教育委員の選挙に關しては、その要綱の中に入つておりましたし、それから基本という文字を使つた場合には、通念としてその他具體的なものがさらにあるという観念をもたれがらであります。今日の委員会に、基本という文字は使わないで、他に適当な文字があつたならば入れる、基本という文字は使わないという方向に進めていたかと思ひます。

○生田委員 長 大体皆さんの御意見がそういう方向だと委員長も考へております。次に第二章を議題といたします。非常にはこはややつこしくなつておりますから、一應朗読します。

第二章 選挙権及び被選挙権
(選挙権)
第九 日本國民で年齢満二十年以上のもは、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
第十 日本國民たる年齢満二十年以上の者で三箇月以來市町村の区域内に住居を有するものは、その属する地方公共團體の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

事変等に因り、やむなく住所を移したためその属する市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有することができなくなつたもの、又はその若しくは海外引揚者で市町村の区域内に住居を有するに至つたがその期間がまだ三箇月に達しないものは、当該市町村の選挙管理委員会にその旨の申出をすることにより、前項の規定による住所に關する要件にかかわらず、当該市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を取得することができる。

第六 第二項の三箇月の期間は、市町村の廢置分合又は境界変更のため中断されることがない。
第十 日本國民は、左の各号の区分に従ひ、それぞれ当該議員、長又は委員の被選挙権を有する。
一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者。
二 参議院議員については年齢満三十年以上の者。

三 都道府縣の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの。
四 都道府縣知事については年齢満三十年以上の者。
五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの。
六 市町村長については年齢満二十五年以上の者。
七 教育委員会の委員についてはその選挙権を有する者で年齢二十五年以上のもの。
八 前項各号の年齢は、選挙の期日より算定する。

第十一 左の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
一 禁治産者
二 懲役又は禁錮の刑に処せられたる者
三 懲役又は禁錮の刑に処せられたる者でその執行を受けることがなくなるまでの者(選挙犯罪以外の犯罪に因る刑の執行停止中の者を除く)

○生田委員 長 これはつと前に進みますとわが案ですが、基本名簿と補充名簿と二つをこしらへておる。基本名

○生田委員 長 これはつと前に進みますとわが案ですが、基本名簿と補充名簿と二つをこしらへておる。基本名

連を先につくつて、いろ／＼あとからできたものはその補充名簿の方にはめることにいたしますから、事務上あまりさしつかえはない、こういう考えであります。

○樺本(賛)委員 ですから、三箇月の必要がありますか。これは基本的な権利なんだから、その日越して来ても入れるようにしてやるのがよいのです。が、實際上そういう名簿作成の必要上、ある程度の期間はあるので、その場合せいで一箇月ぐらいたつたらよいのじゃないですか。

○生田委員 従来は御承知のように二箇月であつた。それがだん／＼短縮せられて六箇月になつておる。今度三箇月にいたしましたのでありますが、あまり接近すると、いろ／＼の事情で町役場が困るだらうと思ふ。

○樺本(賛)委員 その期間が一箇月あれば十分じゃないかというのです。
○生田委員 町役場の方は、選挙事務ばかりでないのですから、私も町村長をやつておりましたが、一箇月ぐらゐでは非常に困るのじゃないかと考えまして、今回は三箇月にしたわけです。

○藤枝委員 今お話になつておる第九の二項は、これは地方公共団体の議会については、その市町村に三箇月以上住居しなければならぬとして、三箇月以上の住居というものを選挙権の要件にしておるようでありまして、元のようには二年とか一年とかということならば、その意味が深いのであります。三箇月ということになつて、そこに在る者がその地方公共団体の選挙権を有するのだという、選挙権の要件として、もうあまり意味がなくなつて来た

のではないかと思ふのであります。そういう意味では、衆議院議員あるいは参議院議員の選挙権と同じように、登録の要件に三箇月ということをつけられるのはいいのですが、選挙権の要件に三箇月を置く必要は、もうなくなつたのではないかと、いふに私は考えております。

○三浦委員 ただいまの第九の第二項等に関連いたしました事項につきまして、小委員会におきましても、いろいろ御議論のありました点でありまして、全然選挙権の要件から居住要件をはずすかどうか、あるいは従来通り六箇月の要件を置くかどうかという点で、いろ／＼議論されて、結局地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等につきましては、地縁関係をやはり重く見るというところか、いづれにしても必要ではなからうか、こういうふうなことから、選挙権あるいは被選挙権の要件としての三箇月の住所要件というものは、やはり置いた方がよいのではないか、こういうことになりまして、六箇月を三箇月に縮めるけれども、やはり住所要件は必要だ、こういう結論になりましたわけでありまして、なお、この三箇月直接関連しないでも考へ得られまされども、先ほど委員長からもお話がありましたように、選挙人名簿作成につきましては、選挙管理委員会ともいろ／＼打合せました。が、最小限やはり三箇月は、こういうふうな手続上のこともありますので、それとも歩調を合せまして、三箇月という住所要件を残すことになつたのであります。

○藤枝委員 御説明はわかるのであります。が、私の申し上げるのは、元のよう

うに二年とか一年とか一六箇月というのもどうかと思ふのであります。が、とにかく相当長期そこに住んで居る者に、その地方公共団体の選挙権をやるのだ、被選挙権をやるのだという意味ならば、これは相当意味があると思ふのであります。しかし三箇月と短縮しますと、意味が薄くなるのではないかと、すなはち、統一するために、ただ登録要件に三箇月というものを持つて行つただけでも足りるのではないかと、いふ気がする、こういう意味なのであります。

○生田委員 他にこの第二項について御意見はありませんか。
○佐竹(賛)委員 その三箇月の根本的問題は、前にお述べになつた方の御意見もごもつとも思ふますが、それに次いで、住所を移動した場合に、天災地変等によりやむを得ず住所を移動した場合だけを特別扱いする理由がわからぬと思ふ。たとえば、天災地変でなしに、任意のために住所を移動したような場合です。天災地変のような場合には、こういう保護規定を置くが、任意で住所を移動した場合に保護しないというふうなことは、これはどうもあり得ないと思ふのです。むしろそういう場合にこそ特別扱いされるのが一番必要でありますので、天災地変等に因りやむを得ず住所を移動した場合といつたような条件をのけて、やむを得ない事情によつてとか、あるいは住所を移動した場合においてもとかいふたような、広い規定にする方がよいのではないかと、思ふのであります。法制当局の方の御意見はどうでございますか。

○三浦委員 第九の三項につきましても、現在地方自治法に規定してござい

ます、そのまゝの規定でございますか。この点に關しましては、むしろ全然これを削除したならばどうかというふうな意見も、ある方面ではあるようでございますが、しかしながら、一應この規定はこのまゝに残したわけであり

ます。ただいまおつしやいましたような点に關しましては、実際の取扱いには、選挙管理委員会に伺つてみないとわかりませんが「天災地変等に因り」という「等」の中で、ある程度天災地変以外の場合の取扱いもこれで認めておるのではないかと考へております。なおまた、かりに「天災地変等に因り」ということをとりましても、むしろ元の所でも、移つた所でも、どういふ場合でも、どちらにも一應選挙権の要件として住居を認める、こういうことになりまして、本来の建前たる地方公共団体の住所要件ということから言いますと、むしろそこまで廣げない方がよいのではなからうか、むしろこの規定は狭めて解釈した方がよいのではなからうかというふうな気が、一應私としてはいたしておるわけでございます。しかし、ただいま御指摘の点は「天災地変等」の解釈によりまして動いておるといたしますれば、よろしからうと思つておりますが、その点につきましても、全国選挙管理委員会から話をしたいだけはいと思つております。

○佐竹(賛)委員 今のお説でありますけれども、移動したような場合に、これは「天災地変等」と例示してあります文句の中に当てはまるような場合ではないと思ふ。ところが移動したような場合は、最もよく保護してやらな

ければならぬ。天災地変で住所をやむなく移した場合に保護するのには、移動を命ぜられて、やむを得ず住所をかゝつたときに保護しないという理由は、どうしても成り立たぬと思ふ。もし例示の言葉を用いるならば、そういうふうな場合も含むような適當な文句に直すべきだと私は考へます。

○樺本(賛)委員 二項、三項を削除されてはどうですか。とにかく引揚者が三箇月の規定によらなくてもできるといふことがあるのですから、今の移動の場合も同様でして、今外地に支店を持つていないかもしれませんが、台湾からつちに移動して来たらできないということになる。

○中川委員 「天災地変等」の所へ今佐竹さんの言われたようなことを入れたらどうですか。たとえば今佐竹さんが言われたようなことを入れないで、地方の選挙管理委員会なんか、移動というところがいろいろあるので、認めぬような場合があるかもしれないと思ふ。市町村長は融通がきかぬですから……。

○生田委員 佐竹さん、具体的に言つて、どういふふうになりたいですか。
○佐竹(賛)委員 私はむしろここに書いてあるやむを得ない事情により住所を移したる場合といふようなことを、一般的なこととして規定したらどうかと思ふのです。せつかく法制局が考へになつておる通り、やむを得ない事情がないのに、特に選挙の關係において、選挙権を得るためにあちらへ移したりこちらへ移したり、盛んに策動する用に供せられては困るといふ御心配でございます。それから、それを防ぐ規定で

十分であると思ひます。それで天災事変に限つて、またこれに例示されたような類似の場合以外は認めぬといつたようなことに、私は妥当ではないと思ひます。相当の事由によりとか、あるいはやむを得ない事情により住所を移したる場合とか、こつこつたやうな文字でいいやないかと思ひます。それをもしお認めになれば、それは字句修正で、適当に御研究せられて御修正なさましてけつこうでございます。

○生田委員 これは大体現行法によつておるのでありますが、御修正になるのはひろく御自由なもので、非常に天災事変がいけないといふことになれば格別ですが、どうでしようか。

○佐竹(晴)委員 もし例示の言葉としてぜひ天災事変を存しておきたいといふことになれば、それへ天災事変あるいは轉動等やむなき事情によりと、こつこつたやうな……。

○生田委員 それでは一應これは法制局でよく考へておきましょう。おまかせ願ひます。

○佐竹(晴)委員 ただ轉動なら轉動等という言葉を加えて、もう少し天災事変といふやうな限られた絶対的な不可抗力の場合のみに限らずに——あるいは轉動等もある意味においては不可抗力かもしませんが、そつこつたものでない、任意に住所を移した場合でも、あるいは子供の教育のためにかつた場合、そつこつたやうな場合は私はいふと思ひます。だから轉動等といつたやうな文字を加えるか、それははしかるべくお使ひ願つてけつこうでございますが、天災事変に限つてそつこつた

が、天災事変に限つてそつこつた

を例示することは私はどうかと思ひます。○三浦委員 ただいまの点でございますが、第九は選挙権の要件をここに書いてございまして、第十九から以降に選挙人名簿の規定があるわけでございます。その期間を従来の六箇月から三箇月に短縮いたしましたので、かりに三箇月の期間で問題にいたしましたして、轉動等の事情によつてその期間に満たない人がありました場合にございまして、補充選挙人名簿には、たいがい戦り得るだらうと思ひます。その期日ごとに常につくることがなつておりますので、實際問題といたしましては、そちらの方で処理できるかと思ひますので、この選挙権の要件といたしましては原則的にかつたやうにいたしておいてはいいかと思ひます。

○佐竹(晴)委員 そつこつたやうなことを、やはり根本の問題にさかのぼつて、だれかの御意見のやうに、これは根本から削つてしまつたらいい。天災事変の場合に轉動して補充の規定が必要で、轉動の場合に必要でない区別をする理由はちつともありません。轉動の場合に補充することができると、そつこつたやうな天災事変で轉動してもやはり補充できるのでありますから、その必要はないといつたやうなことになれば、だれかの御意見のやうに一切おつたことはとつてしまつた方がいいと思ひます。

○栗山委員 私も小委員の一人として責任を感じるのでありますが、佐竹さんの御意見のやうに、天災事変だけの例示では、あまりに幅が狭まつておりますから、天災事変の次に、轉動とい

う法律上の用語があるかどうかしりませんが、轉動に該当する法律上の用語を入れて、例示を二つとして、「等」として、このまゝお認め願ひたく存じます。

○鈴木(義)委員 どちらでも大した問題ではございませんが、しかし實際問題として今取上げておられる人が多く、それと私どもの選挙のときにも、選挙人名簿のある家族のおとこあへもどつて、仕事は別な町でしておられます。ですから、自分がその町に三箇月以上居住しておると主張すればできますが、せつこつて選挙の投票をして來るところへ歸つて選挙の投票をするというやうなけなげな人もあるが、大体棄権する人が多い。そつこつたやうな場合に選挙人名簿に登録がえすることは非常に危険を伴うので、そつこつたやうな点を考慮して修正をよくお考へ願ひたいといふことを注文いたしておきます。

○生田委員 速記をやめて。
○生田委員 速記を始めて。
○中川委員 これはむしろ天災事変と轉動をいれないで、やむを得ざる事情のためにしたらどうですか。たとえは轉動とか天災事変でなく、ほかにかつたやむを得ざる事情で移る場合もあるのですから……。

○生田委員 御異議ないと認めます。第二章はこのまゝ決定してよろしいです。○橋本(登)委員 事務当局にもよつとお尋ねしますが、選挙人名簿は衆議院議員の選挙も使えるやうに、一本におつくりになりますか。

○三浦委員 そつこつたやうなことになりません。○橋本(登)委員 そつこつたやうなことを置くことによつて、幾らか煩雜さが少くなるというところはあり得ないのじやないですか。

○三浦委員 それは三箇月という要件がありますと、その方が煩雜だらうと思ひます。しかしながらそれは選挙人名簿の登録の手續が煩雜であるが、なにかいふやうな問題とは別個に、地方公共団体の選挙権というやうなもの、地縁的なつながりを重視して考へるか、あるいはもうどこからでも、一日でもその土地に入つて來た人であれば、常に地方公共団体の選挙権を国会議員の選挙権と同じやうに與えるかどうかという、地方自治の本旨の問題とも関連する問題だらうと思つております。

○橋本(登)委員 前の説明ではそつこつたやうな、各簿が四割五割変更されて容易じやないといふことをおつしやつたが、しかしそれはこの問題じやなくて、国会議員の場合において当然それは訂正が行われるのだから、先ほどの説明は説明になつておらぬじやないですか。あなたの主張は、地方自治体であるから地方に幾らかでもおつた者でなければならぬ、こつこつた見解です。先ほどの説明は名簿が、そつこつたやうな四割、五割変更されてしまふ、これ

をやるとなおさらほとんど全部がなつてしまふのではないか、こつこつたけれども、實際上は衆議院議員の選挙人名簿をこれに充てるのですから、それらに關しては全然關係がないと思ひます。

○生田委員 他に御意見はありません。○生田委員 その他に御意見はありません。この問題に對しては先刻申し上げましたやうに、大体天災地変並びに轉動等やむを得ざる事情がある場合といふやうに直したいと思ひます。なおこれは法制局とよく相談いたしまして決定したいと思ひます。

○橋本(登)委員 次の第十の被選挙権の年齢の問題ですが、これはものによつて被選挙権の年齢が違つております。小委員会においては年齢を、たとえば衆議院議員の二十五年、参議院の三十年となつておられるが、それにつき大體統一する、三十歳でなくとも、二十五歳になつても才能においては違ひはないといふのですが、そつこつたやうな意見は出なかつたのですか。

○生田委員 衆議院の方の二十五年は御意見はなかつたのです。参議院の方は四十才に引上げたらどうかといふ御意見がありました。結局三十歳でまゝとつたわけですね。

○橋本(登)委員 この被選挙権の年齢を一應統一する。實際上の能力者であればいいのですから、たとえは都道府縣知事については満三十歳以上といふやうに、いふく違つたことがありますが、才能を持つておるといふ建前であるならば——その他の理由があるならば別ですが、同じやうに満二十五才の年齢でもつて一本建にしてよろしいのではないかと思ひますが、それにつ

てしまふのではないか、こつこつたけれども、實際上は衆議院議員の選挙人名簿をこれに充てるのですから、それらに關しては全然關係がないと思ひます。

いての御意見はありませんでしたか。
○生田委員長 衆議院に対しては御意見はありません。

○橋本(登)委員 いや衆議院じゃなく全部です。

○生田委員長 衆議院に対しては、年解をもつと引上げたらいじやないかというふうな御意見はあつたのですが、その他に対しては御意見は別にあります。——御意見がなければ異議ないものと決定いたします。

進行いたします。第三章選挙に関する区域、これは先刻申し上げましたように選挙区の問題は全般的に保留になつております。

○栗山委員 議事進行について、一應留保になつておる事柄及びきわめて事務的な事柄はここで逐條審議するひまがあればあとですべきだろうと思ひますが、この委員会は意向を一通りまとめて本院に報告するという立場でありまして、最後決定を議に問うてもしなければならぬという建前でございます。それから、時間を節約するという意味で保留になつておる事柄及びきわめて事務的な事柄は、今すぐということからいって、委員各位によく見ておいていただいて次の日なら次の日から次の日にお諮りになられたらいかがですか。

○生田委員長 ただいま栗山委員の御意見がありますが、実は四時までと思つたのですけれども、議案をよくごらんになつておらぬことは栗山委員のおつしやる通りでありますから、本日はこの程度で散会しまして、よく議案をごらんを願つて明日午前十時から開会いたしましたと思ひます。御異議がなければさういたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十七分散会

昭和二十四年十一月十一日印刷

昭和二十四年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局